

## 令和 7 年度第 6 回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和 7 年 9 月 29 日 (月)  
14 時 30 分～  
滝沢市役所 4 階 中会議室

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 教育長事務報告

日程第 4 議案第 1 号 滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正することについて

日程第 5 事務報告 滝沢市議会 9 月会議について

# 教 育 長 事 務 報 告 書

令和7年9月29日

月 日	曜	事 項	場 所
8月26日 ～27日	火～水	管内市町教育委員会教育長等管外学事視察	大船渡市、一関市、奥州市
8月29日	金	退職者辞令交付式	庁内
9月1日	月	市議会9月会議	庁内
〃	〃	第10回ノーベルのたまご展 作品選考会	滝沢ふるさと交流館
9月3日 ～5日	水～金	市議会9月会議(一般質問)	庁内
9月9日	火	第26回岩手地区中学校駅伝競走大会	雫石町
9月11日	木	第6回校長会議	滝沢南中学校
〃	〃	校長会研修会	滝沢南中学校
9月12日	金	主幹教諭研修会	庁内
〃	〃	第2回副校長会議	庁内
9月13日	土	第10回ノーベルのたまご展 表彰式	滝沢ふるさと交流館
9月13日 ～14日	土～日	岩手地区中学校新人大会	市内、盛岡市、八幡平市、岩手町
9月17日	水	議会全員協議会	庁内
9月20日	土	市内小学校運動会	滝沢第二小学校
9月21日	日	市内小学校運動会	滝沢東小学校
〃	〃	第49回県マーチング・バトンフェスティバル	奥州市
9月22日	月	予算決算常任委員会(総括)	庁内
9月24日	水	制服視察	矢巾町
9月26日	金	市議会9月会議(議案審議)	庁内
〃	〃	市政懇談会	盛岡市
9月27日	土	市内小学校運動会	篠木小学校、滝沢小学校、鵜飼小学校、一本木小学校、滝沢中央小学校
9月28日	日	第28回滝沢山車まつり	おまつり広場(巣子)
9月29日	月	第1回市総合教育会議	庁内
〃	〃	第6回教育委員会議	庁内

議案第 1 号

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正することについて

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年滝沢村教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 号の規定により、議決を求める。

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令  
(別紙)

令和 7 年 9 月 29 日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号）等が改正され、令和 7 年 10 月 1 日から施行されることとなった。部分休業の請求に係る手続きが改正されたことに伴い、準用する滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正しようとするものである。これがこの訓令案を提出する理由である。

## 滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令

滝沢市立学校教職員服務規程（平成18年滝沢村教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第18条（見出しを除く。）を次のように改める。

第18条 職員は、育児休業法第19条第2項の規定による申出をしようとするときは、育児時間簿（県人事委員会規則第19条第1項に規定する育児時間簿をいう。以下同じ。）に当該申出に係る所要事項を記載しなければならない。育児休業法第19条第3項の規定に基づき当該申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 職員は、育児休業法第19条第1項の規定に基づく部分休業の請求をしようとするときは、前項の規定により所要事項を記載した育児時間簿に当該請求に係る所要事項を記載しなければならない。

3 部分休業をしている職員は、県人事委員会規則第20条において準用する県人事委員会規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長に提出しなければならない。

### 附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(部分休業の承認)</p> <p><u>第18条 職員は、育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、県人事委員会規則第19条第1項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 部分休業をしている職員は、県人事委員会規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長に提出しなければならない。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p><u>第18条 職員は、育児休業法第19条第2項の規定による申出をしようとするときは、育児時間簿（県人事委員会規則第19条第1項に規定する育児時間簿をいう。以下同じ。）に当該申出に係る所要事項を記載しなければならない。育児休業法第19条第3項の規定に基づき当該申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>2 職員は、育児休業法第19条第1項の規定に基づく部分休業の請求をしようとするときは、前項の規定により所要事項を記載した育児時間簿に当該請求に係る所要事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>3 部分休業をしている職員は、県人事委員会規則第20条において準用する県人事委員会規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長に提出しなければならない。</u></p>